

○宮古島市公共施設の暴力団排除に関する条例

平成21年12月24日

条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の趣旨に基づき、社会公共性の利益に反することとなる暴力団、暴力団員の公共施設の利用、使用、占用等（以下「利用等」という。）を制限することにより公序良俗を維持し、もって市民生活の安全と平穩の確保を図ることを目的とする。

(利用等の制限)

第2条 市長又は施設の管理者（以下「管理者」という。）は、規則で定める公共施設の利用等が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員（以下「暴力団等」という。）の利益になると認められるときは、その利用等を許可しないものとする。

2 管理者は、既に公共施設の利用等の許可をしている場合においても、暴力団等の利益になると認められるときは、その利用等の許可を取り消し、又は利用等の中止を命じた場合において、当該取り消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。

(利用等の制限施設)

第3条 前条の利用等を制限する施設は、規則で定める。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。